

一般財形預金の商品概要 1/2

★勤労者のお客様の生活設計のためにお給与やご賞与から天引きし、定期的にお預けいただく預金で財産形成に最適です。

★特に資金の目的を定めず、長期的な財産形成にご利用いただけます。

項目	内容
名称または愛称	一般財形預金
ご利用になれる方	① 当金庫と財形貯蓄に関する基本契約を締結している事業所や企業にお勤めの個人のお客様 ② 事業主を通じてお申込み下さい。
期間	3 年以上 * お預入開始から払戻しの間、「財産形成預金残高のお知らせ」を年 2 回(6 月末、12 月末)ご送付いたします。
預入方法等	① 預入方法: 事業主により、ご預金者のお給与やご賞与から年 1 回以上一定時期の天引きによるお預入となります。 ② 預入金額: 100 円以上 ③ 預入単位: 1 円単位
払戻方法	事業主または給付金支払機関を通じたお申出により払戻しいたします。
預入金利	① 適用利率: ➢ 固定金利となります。この預金の利息は、預入金額ごとにそのお預入日から満期日の前日までの日数について、お預入日現在におけるスーパー定期(お預入金額 100 円以上 300 万円未満)2 年ものの店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。但し、契約期間が 3 年以上の場合には、満期日から遡って 2 年ごとに利息計算日を定め、その計算日においてお預入日または前回の利息計算日からの期間が 1 年以上ある預入金額については、お預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じたスーパー定期の利率によって利息を計算のうえ元金に組入れます。 ➢ 自動継続時の利率は、継続日におけるスーパー定期(お預入金額 100 円以上 300 万円未満)2 年ものの店頭表示の利率を満期日まで適用いたします。 ② 利払方法: ➢ 満期日以後、元金とともにお支払いします。 * 中間利払いはいたしません。 ③ 計算方法: ➢ 付利単位を 1 円とし 1 年を 365 日とする日割計算で行います。 ➢ 満期日以後の利率は、解約日または書替継続日における普通預金利率を適用いたします。

一般財形預金の商品概要 2/2

項目	内容
金利情報の入手方法	現在の金利については、店頭備付けの金利表示ボードまたは窓口でご照会下さい。
税金	お利息について、20%(国税 15%、地方税 5%)の税金がかかります。(但し、マル優ご利用の場合は除きます)
復興特別所得税	※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の税金がかかります。
手数料	-----
付加できる特約事項等	各種財形融資制度をご利用いただけます。
中途解約時のお取扱い	満期日前に解約される場合は、積立定期預金(単利確定日型)の中途解約利率で利息計算を行い、元金および利息をお支払いいたします。
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9時～17時、電話:0969-24-1177)へお申出ください。</p> <p>紛争解決措置 熊本県弁護士会紛争解決センター(9時～17時、電話:096-325-0913)で紛争の解決を図ることも可能です。 また、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)へ直接お申出ください。 上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)へ直接お申出頂くことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用頂けます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所へお問合わせください。</p>
その他参考事項	<p>預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。</p> <p>* 当金庫に複数の預積金・口座をお取引頂いている場合は、それらの預積金元本を合計してお一人様1,000万円までとその利息が保護されます。</p>

※口座開設の際ご用意頂くもの

- ご印章
- ご本人の確認資料